その他の教育費　　0.84640

［略］

［七　略］

八　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×36.7×β－（α－β）×36.7

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×36.7×β－（α－β）×36.7が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが3.045を超えるときは3.045とする。

βが3.045を超えるときは3.045とする。

算式の符号

［略］

九　第一項第一号の表第六項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「446×A」とあるのは「446×A（附則第21条第１項第１号の表中六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇五一」とあるのは「一、五七二、〇〇〇を六九〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四四、六〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十　第一項第一号の表第七項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1,257×A」とあるのは「1,257×A（附則第21条第１項第１号の表中七の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・一〇一」とあるのは「一、五七八、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第七項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四二、六〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二及び三」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中五」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中

その他の教育費　　0.84640

［同左］

［七　同上］

八　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×34.7×β－（α－β）×34.7

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×34.7×β－（α－β）×34.7が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが2.960を超えるときは2.960とする。

βが2.960を超えるときは2.960とする。

算式の符号

［同左］

［新設］

［新設］

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条